

住宅借入金等特別控除に係る年末残高等証明書について

家屋の新築、購入、増改築のために貸付けを受け、一定の条件を満たした場合には、所得税が軽減されます。

これを住宅借入金等特別控除といい、この控除を受けるためには、共済組合発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要となります。

なお、この証明書は、毎年10月下旬に各所属所を通して交付します。

また、当該年の1月から12月までに借り受け、居住を開始した者については、1月下旬に交付します。

1 交付対象者

(1) 家屋の新築、購入、増改築のために、一般貸付け、住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けを受け、居住を開始した者。

また、土地購入のために上記貸付けを借り受け、土地購入後2年以内にその土地に住宅を建築し、居住を開始した者。

(2) 償還期間が10年以上(120回以上)であること。

(3) 住宅建築に係る「完了報告書」が提出されていること。

2 控除の申告時期

(1) 貸付けを受け居住を開始した年(初回) → 確定申告(税務署)

(2) 2回目以降 → 年末調整(給与支給機関)

※控除についての詳細は、税務署へお問い合わせください。